

証券コード 6347

2020年6月4日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

株式会社 プ ラ コ ー

代表取締役社長 黒 澤 秀 男

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス集団感染リスクの観点から、本株主総会につきましては、事前に委任状により議決権行使を委任いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

委任状による議決権行使の委任にあたりましては、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名・ご捺印のうえ、同封の議決権行使書用紙と一緒にご返送下さいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使書用紙により議決権を行使される場合には、2020年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時(9時20分より受付開始)

2. 場 所 埼玉県さいたま市岩槻区太田3丁目1番1号
さいたま市民会館いわつき(5階会議室)
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項 第60期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入の件

第3号議案 補欠取締役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」(27頁から52頁)に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示が無い議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示が無い議決権行使書用紙が提出された場合には、原案に「賛成」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 議決権不統一行使に際してのご通知方法

議決権不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社までご通知下さい。

(3) 代理人による議決権行使

代理人によって議決権を行使される場合には、①代理権を証する書面(委任状)、及び②株主様の議決権行使書用紙その他株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。ただし、ご提出いただく代理権を証する書面(委任状)が同封の委任状用紙を用いたものである場合には、委任者たる株主様の本人確認書類が添付されていなくても有効な委任状として取り扱わせていただきます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙(または同封の委任状用紙)を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.placo.co.jp>)に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

〈株主様へのお願い〉

- ・ 集団感染を避けるため、株主総会当日の来場を見合わせ、委任状による議決権行使の委任を強くご推奨申し上げます。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、役員及び運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
また、当社役員につきましても、感染拡大防止の観点から一部の役員のみのお出席や電話等による出席とさせていただきます可能性があります。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、当会場が使用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には、上記の当社ウェブサイトにてご案内いたします。

※今後、株主総会当日までに状況変化などがありましたら、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調が続き、米中貿易摩擦の長期化、消費税増税の影響で一時的に落ち込むものの、底堅い内需により堅調に推移しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が日本経済のみならず世界経済に及ぼす影響が日に日に高まり、予断を許さない状況が続いております。

当社が関係するプラスチック加工業界は、今後益々の合理化を進め、競争力を高めなければならない状況にあり、当社としても更なる省エネルギー、省力化の製品の開発を提案して行く方向にあります。

このような状況下、売上高につきましては、前事業年度に比して減少しましたが、営業利益、経常利益、当期純利益が増益となりました。また、以前から継続して行っております積極的な業務改善が浸透し、さらなる設計、加工段階での効率化が進み、利益率が改善される結果となりました。生産面では、今後の更なる競争力向上のため、最新鋭の高性能加工機械装置の導入及び工場設備補強等を行い、更なる品質向上を目指した部品の内製化と多様化を進めております。

以上の結果、当事業年度における売上高は、概ね計画どおりの計上となり29億5千2百万円となりました(前期比1.3%減)。利益面につきましては、営業利益4億7千万円(前期比17.2%増)、経常利益4億8千9百万円(前期比21.9%増)、当期純利益2億8千2百万円(前期比4.0%増)となりました。

(2) 事業別の概況

事業別の概況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

部 門	売 上 高		
	金 額	前期比増減	構 成 比
インフレーション成形機事業	1,635,596	7.3%	55.4%
ブロー成形機事業	705,082	△6.6	23.9
リサイクル装置事業	154,470	△9.6	5.2
メンテナンス事業	457,596	△15.4	15.5
合 計	2,952,744	△1.3	100.0

① インフレーション成形機事業

インフレーション成形機事業につきましては、高機能多層フィルム成形機を複数台納入することができ、関連する装置の売上も増加したことから、当事業年度の売上高は前年と比べ増加しました。

この結果、売上高は16億3千5百万円(前期比7.3%増)となりました。

② ブロー成形機事業

ブロー成形機事業につきましては、大型成形機の納入があったものの、汎用機の売上が減少したため、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は7億5百万円(前期比6.6%減)となりました。

③ リサイクル装置事業

リサイクル装置事業につきましては、大型粉砕機のメンテナンス工事の売上にとどまり機械の受注にはつながらなかったため、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は1億5千4百万円(前期比9.6%減)となりました。

④ メンテナンス事業

メンテナンス事業は、補修部品や工事等の受注が減少し、また新型コロナウイルスの感染拡大により翌期以降となった工事受注もあり、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は4億5千7百万円(前期比15.4%減)となりました。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は1億5千万円であり、その主なものは機械装置の購入及び工場の補修工事であります。

一方、設備及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金等により賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第57期	第58期	第59期	第60期(当期)
		(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売 上	高	3,695,761千円	3,428,358千円	2,990,559千円	2,952,744千円
経 常 利 益		265,779千円	213,740千円	401,657千円	489,672千円
当 期 純 利 益		262,112千円	152,048千円	272,126千円	282,884千円
1株当たり当期純利益		96円87銭	57円94銭	103円12銭	106円42銭
総 資 産		2,554,709千円	2,217,512千円	2,900,567千円	3,106,824千円
純 資 産		689,619千円	830,195千円	1,086,598千円	1,343,435千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数から控除される自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した信託E口が所有する当社株式を含めております。
3. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。このため上表の1株当たり当期純利益は、第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

(9) 会社の対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、日本政府より緊急事態宣言が出され外出自粛や移動制限により経済活動は大きく制限されており、先行きの不透明感がさらに高まっております。

このような状況下、当社は経営資源（人材、設備、資本）を勘案し、ニッチな市場を対象として絶えず市場をリードする新機能、高品質、高付加価値商品の開発とそれらの市場普及による社会生活の合理化、利便性と共に、人と地球に優しい環境保全、改善をコンセプトに社会貢献を果たしております。一方、当社商品は、顧客に納入後、10年あるいは20年と長期にわたり使用していただいております。その期間における顧客情報にも耳を傾け、適切かつ迅速なメンテナンスや改良等の実施により顧客満足度を高める活動も行っております。それにより聞かせていただいた大切な情報は、当社商品の改良あるいは新商品開発にとって重要なヒントにさせていただき、信頼されるオンリーワン企業を目指しております。

当社は現在、医療・食品包装を中心とするインフレーション成形機事業、自動車部品を中心とするブロー成形機事業、また破砕機等のリサイクル装置事業の3部門にメンテナンス事業を加えた各事業が収益のコア事業となっております。

インフレーション成形機事業では、従来の高品質化、高生産化に加え社会問題となっておりますマイクロプラスチックや廃プラスチック問題に対処する生分解性樹脂及びバイオプラスチックを用いた包装資材用フィルム成形機の取り組みにも注力いたします。

ブロー成形機事業では、「小型樹脂タンク用ブロー成形機」を更に改良し高効率、高機能化を進めます。また、環境、エネルギー効率の高い全電動式ブロー成形機の成形効率向上を図り販売に注力いたします。

メンテナンス事業では、省力化、高機能化への装置改良に加え定期修理など顧客への提案に重点を置き売上高の増加を図ります。

生産面では最新鋭の高性能加工機械装置及び工場設備補強等を行い、更なる品質の向上と市場の要請に迅速かつ柔軟に対応できる生産体制づくりに取り組み、目標利益の確保を目指します。

また、人材育成にも一段と注力し、計画的な取り組みを継続して、企業体質の強化に全社をあげて鋭意努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

プラスチック成形機械は、押出成形法によるインフレーション成形機及びブロー成形機であります。環境・リサイクル装置は破砕機を主力にしております。

また、それらに関連した各種機器類の製造、販売を行っております。

以上の機械、機器等は主に当社の考案、設計によるものです。

(11) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

1. 本 社 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
2. 営業所 本社営業部 埼玉県さいたま市岩槻区
名古屋支店 愛知県名古屋市名東区
九州営業所 佐賀県鳥栖市
3. 工 場 本 社 工 場 埼玉県さいたま市岩槻区

(12) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	53 ^名	3名減	43.2 ^歳	14.1 ^年
女 性	14	3名増	39.9	8.6
合計又は平均	67	—	42.5	12.9

(13) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	345,760 ^{千円}
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	140,910
(株) み ず ほ 銀 行	39,950
(株) 埼 玉 り そ な 銀 行	9,820

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 株 式 数 発行済株式の総数 2,733,325株(自己株式1,350 株を除く。)
- (2) 株 主 数 1,443名
- (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社フクジュコーポレーション	403,700	14.76
シービーエイチケイエスエイフボンセキュリティーズコーリミテッドアカウントグローバル	335,500	12.27
西 村 治 彦	181,700	6.64
松 浦 健	135,500	4.95
株 式 会 社 和 円 商 事	105,300	3.85
安 本 匡 宏	95,000	3.47
プ ラ コ ー 共 栄 会	74,400	2.72
プ ラ コ ー 従 業 員 持 株 会	64,806	2.37
黒 澤 秀 男	63,317	2.31
秦 範 男	59,294	2.16

(注) 持株比率は、自己株式(1,350株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	黒 澤 秀 男	
取 締 役	平 石 昌 之	
取 締 役	早 川 恵	執行役員総務・経理部長
取 締 役	小 沢 剛 司	小沢法律事務所所長
監 査 役 (常勤)	清 水 孝 正	
監 査 役	野 崎 正	さいたま法律事務所所長
監 査 役	西 村 治 彦	西村社会保険労務士事務所代表社員

- (注) 1. 取締役小沢剛司氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役野崎正氏及び西村治彦氏は、社外監査役であり、野崎正氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

3. 当期中における取締役の異動は、次のとおりであります。

- (1) 2019年6月27日付就任
取 締 役 早 川 恵
- (2) 2019年6月27日付任期満了による退任
取 締 役 篠 澤 淨 天

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役 5 名 86,329千円(うち社外取締役1名 3,300千円)
監 査 役 3 名 17,100千円(うち社外監査役2名 6,900千円)

(注) 上記支給額には、当事業年度に計上した譲渡制限付株式報酬制度による金銭報酬債権の付与5,119千円(取締役5,119千円)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 1. 取締役小沢剛司氏は小沢法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
- 2. 監査役野崎正氏はさいたま法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
- 3. 監査役西村治彦氏は西村社会保険労務士事務所代表社員であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	小沢 剛司	当期開催の取締役会18回のうち15回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	野崎 正	当期開催の取締役会18回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	西村 治彦	当期開催の取締役会18回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、社会保険労務士としての知見に基づく意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ブレインワーク

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 17,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
その他業務の適正を確保する為の体制

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、それぞれの取締役が倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為を行わないよう、内部相互牽制体制を整備しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示のため、社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報を迅速かつ正確に開示するなど、経営の透明性を高めるよう努めてまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報は文書保存規程に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理部門として総務・経理部がリスク管理活動を統括し、規程の作成をいたしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

- イ. 定例の取締役会を月 1 回開催し重要事項について審議及び決定をします。
 - ロ. 取締役会で決定された経営方針あるいは各種指示事項に従い、迅速かつ的確な業務執行機関として、取締役及び各部の責任者が出席する常務会を月 1 回開催し経営課題の解決策を決定し、それに従い処理をしております。
 - ハ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期的な経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定しております。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
- 取締役会は、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為等について適用する内部通報制度を運用しております。
- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制
- 本年 3 月末日現在においては、当社に親会社、子会社は存在しておりません。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会は監査役会と協議し、その意見を十分考慮して決定いたします。
- 尚、本年 3 月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置くことについて求めておりません。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役補助者の人事異動について、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。
- ロ. 監査役補助者の賃金、その他報酬についても監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
- ロ. 前項の報告、情報提供としての主なものは、次の通りといたします。
1. 当社の内部統制システム構築に係る進捗状況
 2. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 3. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 4. 当社の業績状況
 5. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制
- イ. 担当部門は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を常勤監査役に遅滞なく報告する。
 - ロ. 代表取締役と常勤監査役にて、随時意見交換を行う。
 - ハ. 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ⑪ 業務の適正を確保する為の体制の運用状況
- 当事業年度における業務の適正を確保する為の体制の運用状況の概要は、内部統制の基本方針に沿って、内部統制の運用状況について重要な不備がないか定期的にモニタリングを行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育及び研修を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~

(注) 本事業報告中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|--------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,240,236</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>1,099,409</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,140,230        | 支 払 手 形                 | 314,842          |
| 受 取 手 形            | 213,830          | 買 掛 金                   | 74,347           |
| 売 掛 金              | 319,432          | 一年以内償還予定の社債             | 42,800           |
| 製 品                | 227,965          | 一年以内返済予定長期借入金           | 109,710          |
| 仕 掛 品              | 274,910          | 未 払 金                   | 121,802          |
| 材 料                | 20,346           | 未 払 法 人 税 等             | 98,061           |
| 前 渡 金              | 21,191           | 未 払 費 用                 | 7,420            |
| 前 払 費 用            | 20,294           | 前 受 金                   | 250,297          |
| その他の流動資産           | 2,302            | 預 り 金                   | 15,587           |
| 貸 倒 引 当 金          | △267             | 前 受 収 益                 | 4,093            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>864,207</b>   | 製 品 保 証 引 当 金           | 9,733            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>659,958</b>   | 賞 与 引 当 金               | 22,200           |
| 建 物                | 171,346          | リ ー ス 債 務               | 27,244           |
| 構 築 物              | 16,600           | その他の流動負債                | 1,268            |
| 機 械 及 び 装 置        | 136,284          | <b>固 定 負 債</b>          | <b>663,979</b>   |
| 車 輜 及 び 運 搬 具      | 0                | 社 債                     | 107,300          |
| 工具器具及び備品           | 12,870           | 長 期 借 入 金               | 426,730          |
| 土 地                | 268,000          | リ ー ス 債 務               | 67,174           |
| リ ー ス 資 産          | 54,856           | 退 職 給 付 引 当 金           | 14,280           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>35,258</b>    | 再評価に係る繰延税金負債            | 41,461           |
| 電 話 加 入 権          | 72               | そ の 他 固 定 負 債           | 7,033            |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 35,186           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>1,763,389</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>168,990</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| 投 資 有 価 証 券        | 44,475           | 株 主 資 本                 | 1,250,856        |
| 長 期 未 収 入 金        | 960              | 資 本 金                   | 519,624          |
| 保 証 金              | 1,321            | 資 本 剰 余 金               | 127,444          |
| 会 員 権 等            | 13,010           | 資 本 準 備 金               | 9,999            |
| 長 期 前 払 費 用        | 86,395           | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 117,444          |
| 繰 延 税 金 資 産        | 36,386           | 利 益 剰 余 金               | 638,382          |
| そ の 他 の 投 資        | 101              | 利 益 準 備 金               | 5,459            |
| 貸 倒 引 当 金          | △13,660          | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 632,922          |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>2,381</b>     | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 632,922          |
| 社 債 発 行 費          | 2,381            | 自 己 株 式                 | △34,594          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,106,824</b> | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 92,578           |
|                    |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △2,076           |
|                    |                  | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 94,655           |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>1,343,435</b> |
|                    |                  | <b>負債及び純資産合計</b>        | <b>3,106,824</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（自2019年4月1日）  
（至2020年3月31日）

（単位：千円）

| 科 目          | 金      | 額         |
|--------------|--------|-----------|
| 売 上 高        |        | 2,952,744 |
| 売 上 原 価      |        | 1,845,534 |
| 売 上 総 利 益    |        | 1,107,209 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 636,923   |
| 営 業 利 益      |        | 470,286   |
| 営 業 外 収 益    |        | 26,826    |
| 受取利息及び配当金    | 825    |           |
| 受取地代家賃       | 17,710 |           |
| 受取保険金        | 685    |           |
| 物品売却益        | 449    |           |
| 為替差益         | 2,856  |           |
| 受取保証料        | 4,093  |           |
| その他の営業外収益    | 204    |           |
| 営 業 外 費 用    |        |           |
| 支払利息         | 3,751  |           |
| 売上割引         | 2,026  |           |
| その他の営業外費用    | 1,661  | 7,439     |
| 経 常 利 益      |        | 489,672   |
| 特 別 損 失      |        | 58,084    |
| 減損損失         | 56,598 |           |
| 固定資産除却損      | 1,485  |           |
| 税引前当期純利益     |        | 431,588   |
| 法人税、住民税及び事業税 |        | 164,156   |
| 法人税等調整額      |        | △15,452   |
| 当 期 純 利 益    |        | 282,884   |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日)  
(至2020年3月31日)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本 |           |                    |                  |
|-----------------|---------|-----------|--------------------|------------------|
|                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  |
|                 |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 |
| 2019年4月1日残高     | 519,624 | 9,999     | 116,214            | 126,214          |
| 事業年度中の変動額       |         |           |                    |                  |
| 剰 余 金 の 配 当     |         |           |                    |                  |
| 利 益 準 備 金 の 積 立 |         |           |                    |                  |
| 当 期 純 利 益       |         |           |                    |                  |
| 自 己 株 式 の 取 得   |         |           |                    |                  |
| 自 己 株 式 の 処 分   |         |           | 1,230              | 1,230            |
| 土地再評価差額金の取崩     |         |           |                    |                  |
| 事業年度中の変動額合計     | —       | —         | 1,230              | 1,230            |
| 2020年3月31日残高    | 519,624 | 9,999     | 117,444            | 127,444          |

(単位：千円)

（単位：千円）

|                     | 株 主 資 本   |                |              |          |             |
|---------------------|-----------|----------------|--------------|----------|-------------|
|                     | 利 益 剰 余 金 |                |              | 自己株式     | 株主資本合計      |
|                     | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                     |           | 繰越利益<br>剰 余 金  |              |          |             |
| 2019 年 4 月 1 日 残 高  | —         | 386, 525       | 386, 525     | △62, 982 | 969, 381    |
| 事業年度中の変動額           |           |                |              |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当         |           | △54, 599       | △54, 599     |          | △54, 599    |
| 利 益 準 備 金 の 積 立     | 5, 459    | △5, 459        | —            |          | —           |
| 当 期 純 利 益           |           | 282, 884       | 282, 884     |          | 282, 884    |
| 自 己 株 式 の 取 得       |           |                |              | △50, 055 | △50, 055    |
| 自 己 株 式 の 処 分       |           |                |              | 78, 443  | 79, 673     |
| 土地再評価差額金の取崩         |           | 23, 571        | 23, 571      |          | 23, 571     |
| 事業年度中の変動額合計         | 5, 459    | 246, 396       | 251, 856     | 28, 388  | 281, 475    |
| 2020 年 3 月 31 日 残 高 | 5, 459    | 632, 922       | 638, 382     | △34, 594 | 1, 250, 856 |

(単位：千円)

|                         | 評価・換算差額等         |          |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 2019年4月1日残高             | △1,010           | 118,226  | 117,216        | 1,086,598 |
| 事業年度中の変動額               |                  |          |                |           |
| 剰余金の配当                  |                  |          |                | △54,599   |
| 利益準備金の積立                |                  |          |                | —         |
| 当期純利益                   |                  |          |                | 282,884   |
| 自己株式の取得                 |                  |          |                | △50,055   |
| 自己株式の処分                 |                  |          |                | 79,673    |
| 土地再評価差額金の取崩             |                  | △23,571  | △23,571        | —         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | △1,066           | —        | △1,066         | △1,066    |
| 事業年度中の変動額合計             | △1,066           | △23,571  | △24,637        | 256,837   |
| 2020年3月31日残高            | △2,076           | 94,655   | 92,578         | 1,343,435 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、仕 掛 品……………個別法による原価法

原 材 料……………移動平均法による原価法

「評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております」

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。なお、耐用年数及び (リース資産を除く)

残存価額については、法人税法に規定する方法  
と同一の基準によっております。ただし、1998  
年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）  
並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設  
備及び構築物については、定額法を採用してお  
ります。なお、減損処理した資産については耐  
用年数を経済的残存使用年数、また、残存価額  
を耐用年数到来時点の正味売却価額としており  
ます。

##### ② 無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。なお、ソフトウェア (リース資産を除く)

(自社利用分)については、社内における利用可  
能期間（5年）を償却年数としております。

##### ③ リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロと  
して算定する定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見 込額を計上しております。

1) 一般債権

貸倒実績率法によっております。

2) 貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案の上、貸倒見積額を計上しております。

② 賞与引当金……………使用人及び兼務取締役に対する賞与金の支給に備えるため、支給実績を勘案の上、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 製品保証引当金……………検収後に保証期間のコストのうち将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれるものは、当該損失額を合理的に見積り、製品保証損失に備えるため、製品保証引当金を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

・従業員持株E S O P信託

(1) 取引の概要

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

本制度は、「プラコー従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託(従業員持株会処分型)契約書」(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、

「信託E口」といいます。)を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。今後数年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E口が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E口が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度34,058千円、34,500株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度39,950千円

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額

23,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

828,798千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

|            |      |           |
|------------|------|-----------|
| 担保に供している資産 | 現金預金 | 94,023千円  |
|            | 建物   | 32,679千円  |
|            | 土地   | 268,000千円 |
|            | 合計   | 394,703千円 |

担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 59,210千円  |
| 長期借入金 | 121,650千円 |
| 社債    | 150,100千円 |
| 合計    | 330,960千円 |

(4) 偶発債務

当社が納入した機械の性能不良、品質不良により、通常予想される金額以上の追加的補償が生じる可能性があります。

3. 損益計算書に関する注記

研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 1,719千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 2,734,675株

(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 35,850株

(注) 信託E口が保有する当社株式を自己株式に含めております。(当事業年度末34,500株)

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2019年<br>6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 54,599     | 20.00       | 2019年<br>3月31日 | 2019年<br>6月28日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月25日開催予定の第60期定時株主総会において次の通り付議いたします。

|          |            |
|----------|------------|
| 株式の種類    | 普通株式       |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 配当の総額    | 40,999千円   |
| 1株当たり配当金 | 15円00銭     |
| 基準日      | 2020年3月31日 |
| 効力発生日    | 2020年6月26日 |

(注) 2020年6月25日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金517千円が含まれております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生はたな卸資産評価損の否認、賞与引当金の否認、製品保証引当金の否認等であります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社は、売掛債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金・社債の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額  |
|-----------------------|-----------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金            | 1,140,230 | 1,140,230 | —    |
| (2) 受取手形              | 213,830   | 213,830   | —    |
| (3) 売掛金               | 319,432   | 319,432   | —    |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 44,475    | 44,475    | —    |
| 資 産 計                 | 1,717,969 | 1,717,969 | —    |
| (1) 支払手形              | 314,842   | 314,842   | —    |
| (2) 買掛金               | 74,347    | 74,347    | —    |
| (3) 長期借入金 (※1)        | 536,440   | 536,545   | △105 |
| (4) 社債 (※2)           | 150,100   | 150,100   | —    |
| 負 債 計                 | 1,075,730 | 1,075,835 | △105 |

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金109,710千円は、長期借入金536,440千円に含めております。

(※2) 1年以内償還予定の社債42,800千円は、社債150,100千円に含めております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2)受取手形、並びに(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。

#### 負 債

#### (1) 支払手形及び(2)買掛金

これらの時価は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4)社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、遊休資産として、静岡県掛川市において、工場用として使用していた不動産を売却しております。

(単位：千円)

| 項 目                        | 貸借対照表計上額  |          |          | 決算日における時価 |
|----------------------------|-----------|----------|----------|-----------|
|                            | 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |           |
| 賃貸等不動産（土地）                 | 190,809   | △190,809 | —        | —         |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産（建物） | 16,690    | △16,690  | —        | —         |

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動は、売却による減少であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 497円77銭

(2) 1株当たり当期純利益 106円42銭

(注) 1 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末34,500株)

2 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度46,400株)

9. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社土地の一部の不動産賃貸契約に基づき、土地の退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容                     | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|------------|-----|-----------|-------------------|-----------|---------------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 平石昌之       | —   | 当社取締役     | (被所有) 直接 0.72%    | —         | 金銭報酬<br>債権の現物出資に伴う自己株式の処分 | 10,999   | —  | —        |

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。新株の発行価格は、2019年11月22日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値にもとづいて決定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 自己株式の取得

当社は、2020年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数：150,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合5.48%）
- (3) 株式の取得価額の総額：80,000千円（上限）
- (4) 取得期間：2020年5月18日～2020年12月10日
- (5) 取得方法：東京証券取引所における市場買付

(注) 1 市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

(ご参考) 2020年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）2,733,325株

自己株式数 1,350株

- 2 株式給付信託（従業員持株処分型）の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式（33,000株）は、上記自己株式数に含めておりません。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 プ ラ コ ー  
取締役会 御中

監査法人ブレインワーク

東京都千代田区内幸町2-2-2富国生命ビル2階

代 表 社 員 公認会計士 小 林 俊 一 ⑩  
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 石 井 友 二 ⑩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラコーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ブレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

|          |      |    |   |   |
|----------|------|----|---|---|
| 株式会社プラコー | 監査役会 |    |   |   |
| 常勤監査役    | 清水   | 孝  | 正 | ⑩ |
| 社外監査役    | 野崎   |    | 正 | ⑩ |
| 社外監査役    | 西村   | 治彦 |   | ⑩ |

以 上

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社プラコー

代表取締役社長 黒澤 秀男

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけ、財務体質の充実と経営基盤の強化を図るとともに、安定配当を継続することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり2020年3月期の期末配当を実施したいと存じます。

〔期末配当に関する事項〕

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額40,999,875円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日（金）

### 第2号議案 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、2020年5月25日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいいます。）並びにかかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）において定義されるものをいいます。）として、本総会にて、株主の皆様より承認、可決されることを条件に、下記内容の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下本議案において「本プラン」といいます。）を導入すること（詳細については下記Ⅲ2.（2）をご参照ください。）を決定いたしました。

つきましては、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本プランの導入についてご承認をお願いするものであります。

記

#### Ⅰ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的

かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2.（3）①で定義されます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者（下記Ⅲ 2.（3）①で定義されます。以下同じとします。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業理念

当社は、経営資源（人材、設備、資本）を勘案し、ニッチな市場を対象として絶えず市場をリードする新機能、高品質、高付加価値商品の開発とそれらの市場普及による社会生活の合理化、利便化と共に、人と地球に優しい環境保全、改善をコンセプトに社会貢献を果たしております。一方、当社商品は、顧客に納入後、10年あるいは20年と長期にわたり使用していただいております。その期間における顧客情報にも耳を傾け、適切かつ迅速なメンテナンスや改良等の実施により顧客満足度を高める活動も行なっております。それにより聞かせていただいた大切な情報は、当社商品の改良あるいは新商品開発にとって重要なヒントにさせていただき、信頼されるオンリーワン企業を目指しております。

### 2. 企業価値向上への取組み

当社は1960年に合成樹脂押出機の製造、販売をコア事業として設立され、日本産業界の発展に大きく貢献してまいりました。また、当社は、医療分野、食品包装及び自動車を中心とする工業製品等のきわめて高い精度を必要とする分野で、

永年の生産過程で培われた様々なノウハウと研究開発技術を基に事業のイノベーションに挑戦してまいりました。

当社では、現在、医療・食品包装を中心とするインフレーション成形機事業、自動車部品を中心とするブロー成形機事業、また破砕機等のリサイクル装置事業の3部門にメンテナンス事業を加えた各事業が収益のコア事業となっております。

インフレーション成形機事業では、従来の高品質化、高生産化に加え社会問題となっておりますマイクロプラスチックや廃プラスチック問題に対処する生分解性樹脂及びバイオプラスチックを用いた包装資材用フィルム成形機の取り組みにも注力いたしております。

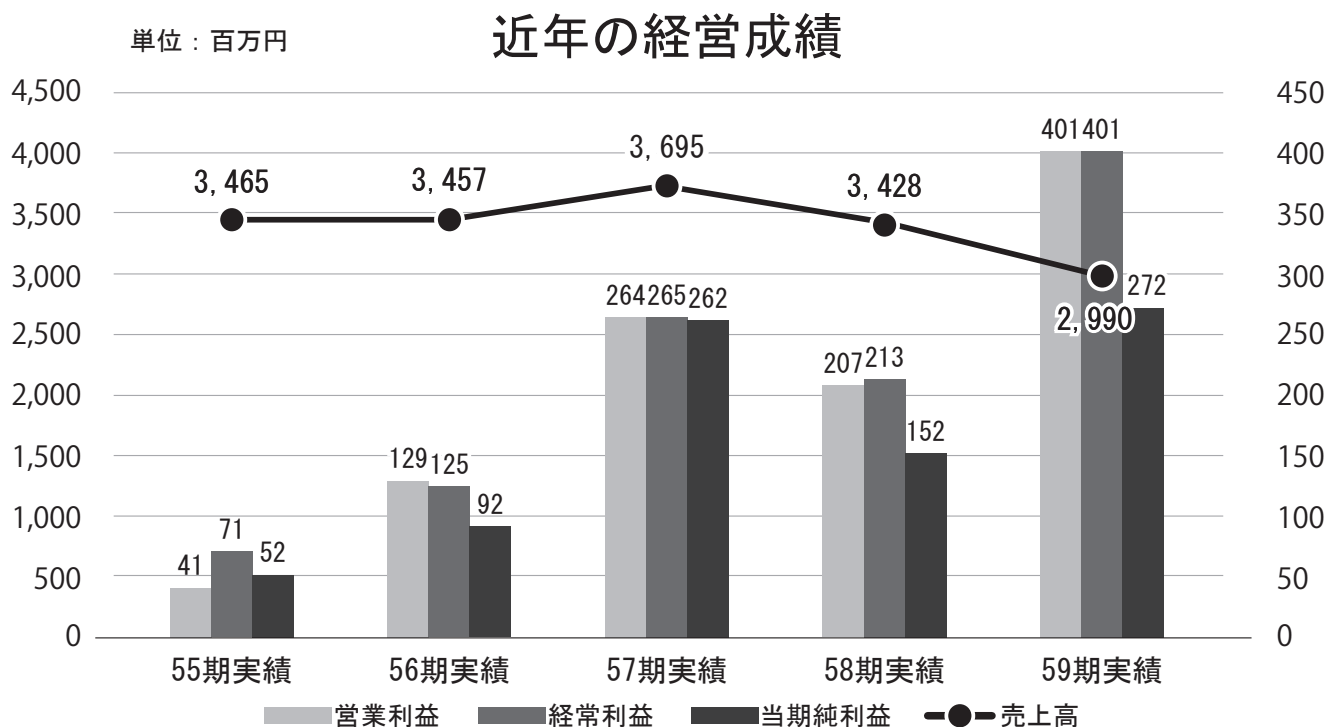
ブロー成形機事業では、「小型樹脂タンク用ブロー成形機」を更に改良し高効率、高機能化を進めます。また、クリーンな環境及び省エネルギーを実現した全電動式ブロー成形機の成形効率向上を図り販売に注力いたしております。

メンテナンス事業では、省力化、高機能化への装置改良に加え定期修理等顧客への提案に重点を置き売上高の増加を図っております。

生産面では最新鋭の高性能加工機械の設備及び工場設備補強等を行い、更なる品質の向上と市場の要請に迅速かつ柔軟に対応できる生産体制づくりに取り組んでおります。

また、人材育成にも一段と注力し、計画的な取り組みを継続して、企業体質の強化に全社をあげて鋭意努力しております。

### 3. 近年の経営成績



### 4. コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、経営の透明性の確保及び効率化の推進を図るとともに、経営の監督機

能の強化を基本的な方針としております。

経営の意思決定機関であります取締役会は、社外取締役を含めて構成されており、原則として毎月1回開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項および月々の経営成績に関する達成度と今後の方針・対策を討議しております。

経営の監視機能につきましては、監査役監査の実効性確保に力点を置いております。当社の監査役会は、監査役3名（うち2名は社外監査役）から構成されております。取締役会には最低1名以上の監査役が必ず出席し、適法かつ健全なる会社経営を行っているか否かという観点から、取締役を監視しております。また、監査役は常時社内を監視できる状態にあり、重要書類の確認等も十分に行われていると認識しております。

### **Ⅲ基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

#### **1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現**

##### **（1）企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在**

当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を考えることなく、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うもの等、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることになります。

##### **（2）本プラン導入の必要性**

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様

に自由に取り引いております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記（１）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを導入することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、現時点において、当社に対し大量買付行為が行われている事実はありません。

また、2020年3月31日現在の当社株式の状況は、本総会招集ご通知8頁「会社の株式に関する事項」に記載のとおりとなっております。

## ２．本プランの内容

### （１）本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割

合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの導入手続—本総会における承認

本プランの導入については、株主の皆様の意思を適切に反映するため、本総会において、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られることを条件とします。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有<sup>6</sup>しまたは所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者<sup>7</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>8</sup>の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの開示及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.placo.co.jp>）

/) に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を、日本語で記載した買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれの下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引によ

り生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)の概要

- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- vii. 大量買付行為後の当社の経営方針、経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- viii. 大量買付行為後の当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針（改変の計画の有無及び改変の計画が存する場合はその内容）
- ix. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容
- xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様へ買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期及び終期について、速やかに大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）または90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以

内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。)に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

なお、本プラン導入時の独立委員会の委員は、社外取締役1名、補欠社外取締役1名及び補欠社外監査役1名により構成される予定であり、現時点で選任が予定されている委員の氏名及び略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりであります。独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであります。また、独立委員会の判断の概要については、

適時かつ適切に株主の皆様に情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

#### ⑥対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

- ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対

であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権

- を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
  - (ix) 大量買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - (x) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
    - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
    - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動または中止に関する決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様へ情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

#### （5）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえたうえで、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。なお、本プランは2020年5月25日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示します。

また、本総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新の可否または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手續により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止しまたは無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合で

あっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

#### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

##### ①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

##### ②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会に

において決定された後、株主の皆様の開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### **Ⅳ本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）**

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### **１．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、2008年６月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

##### **２．企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること**

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

##### **３．株主意思を重視するものであること**

本プランは、導入に当たり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として導入されます。上記Ⅲ ２．（２）に記載のとおり、本総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条

件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

#### 4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの導入に当たり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

#### 5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③及び⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないためその発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙 1)

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

小沢 剛司（おざわ たけし）

略歴：1997年 4月 弁護士登録（埼玉弁護士会）

1997年 4月 小宮法律事務所入所

2000年 10月 小沢法律事務所開設

2010年 6月 当社取締役（現任）

なお、小沢剛司氏は社外取締役であり、当社と特別の関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

小幡 雅二（おばた まさじ）

略歴：1973年 4月 検事任官（東京地方検察庁）

1979年 6月 弁護士登録（東京弁護士会）

1979年 6月 清水利男法律事務所入所

1983年 5月 小幡雅二法律事務所開設

2004年 6月 キョーリン製薬ホールディングス株式会社社外監査役

2005年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

2018年 6月 当社補欠取締役（現任）

なお、小幡雅二氏は補欠の社外取締役であり、当社と特別の関係はありません。また、同氏が社外取締役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

工藤 啓介（くどう けいすけ）

略歴：1996年 4月 検事任官（東京地方検察庁）

2007年 4月 弁護士登録（埼玉弁護士会）

2007年 4月 栄総合法律事務所入所

2007年 12月 工藤啓介法律事務所開設

2010年 6月 当社監査役

2018年 6月 当社補欠監査役（現任）

なお、工藤啓介氏は補欠の社外監査役であり、当社と特別の関係はありません。

(別紙2)

## 独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となっていない者
  - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となっていない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
  - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、2020年3月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、同定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か

- ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の発動または不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない

(別紙 3)

## 新株予約権の要項

### 1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

### 2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

#### ② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

### 5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

## 8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

## 9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等及びその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。

b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を行い、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する所有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

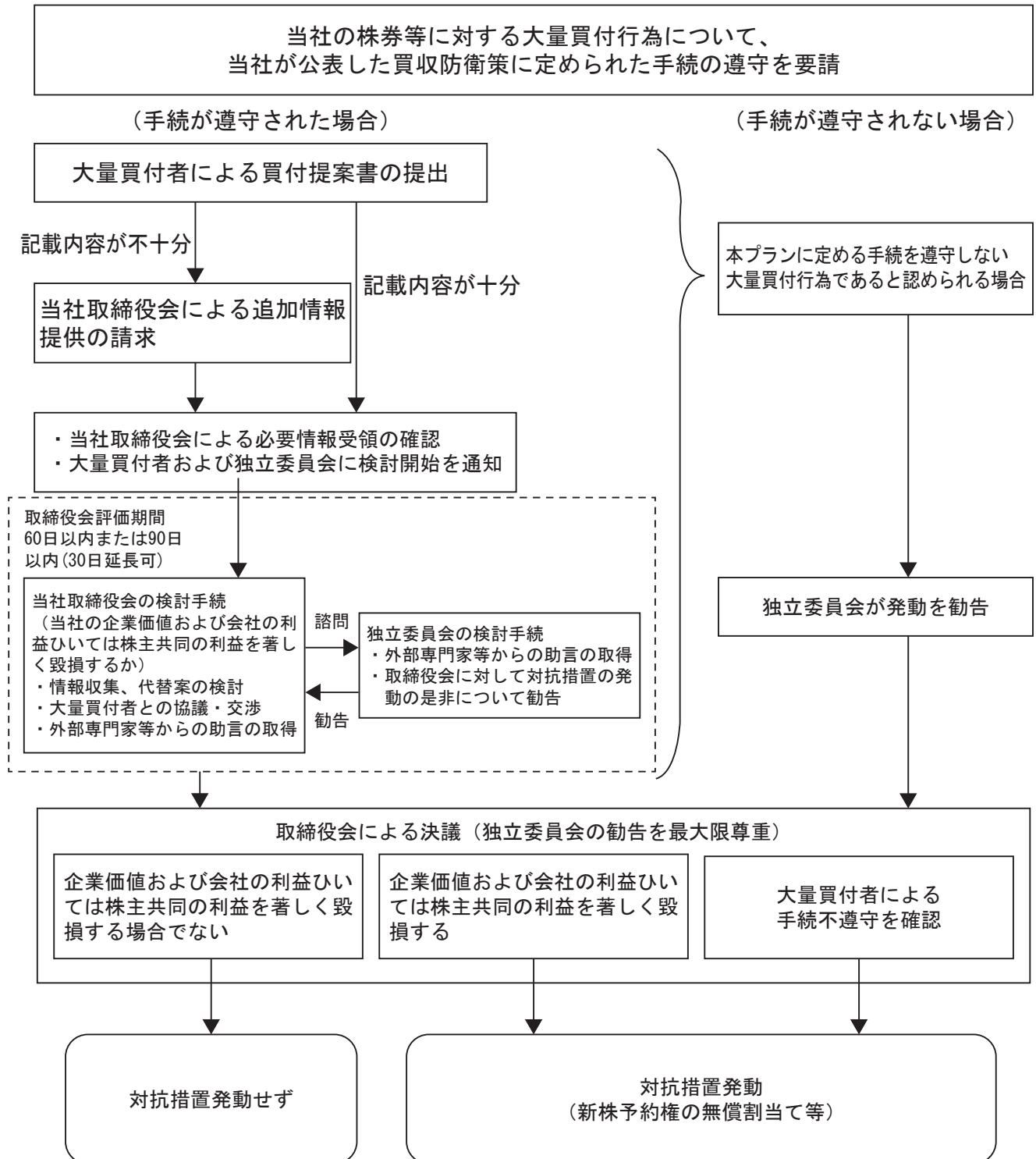
18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨及び文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

## 当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

### 第3号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日 )                         | 略歴、地位、担当及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| お ば た ま さ じ<br>小 幡 雅 二<br>(1947年 6 月 4 日) | 1973年 4 月 検事任官（東京地方検察庁）<br>1979年 6 月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>1979年 6 月 清水利男法律事務所<br>1983年 5 月 小幡雅二法律事務所開設<br>2004年 6 月 キョーリン製薬ホールディングス株式会社<br>社外監査役<br>2005年 4 月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授<br>2018年 6 月 当社補欠取締役<br>現在に至る | 0株                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 小幡雅二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 小幡雅二氏は、検事・弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、補欠の社外取締役として選任するものであります。  
4. 小幡雅二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、工藤啓介氏を補欠監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日 )                        | 略歴、地位及び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 株 式 数 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| く どう けいすけ<br>工 藤 啓 介<br>(1962年 8 月 29 日) | 1996年 4 月 検事任官（東京地方検察庁）<br>2007年 4 月 弁護士登録（埼玉弁護士会）<br>2007年 4 月 栄総合法律事務所入所<br>2007年12月 工藤啓介法律事務所開設<br>2010年 6 月 当社監査役<br>2018年 6 月 当社補欠監査役<br>現在に至る | 0株                   |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 工藤啓介氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 工藤啓介氏は、検事・弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、補欠の社外監査役として選任するものであります。

以 上

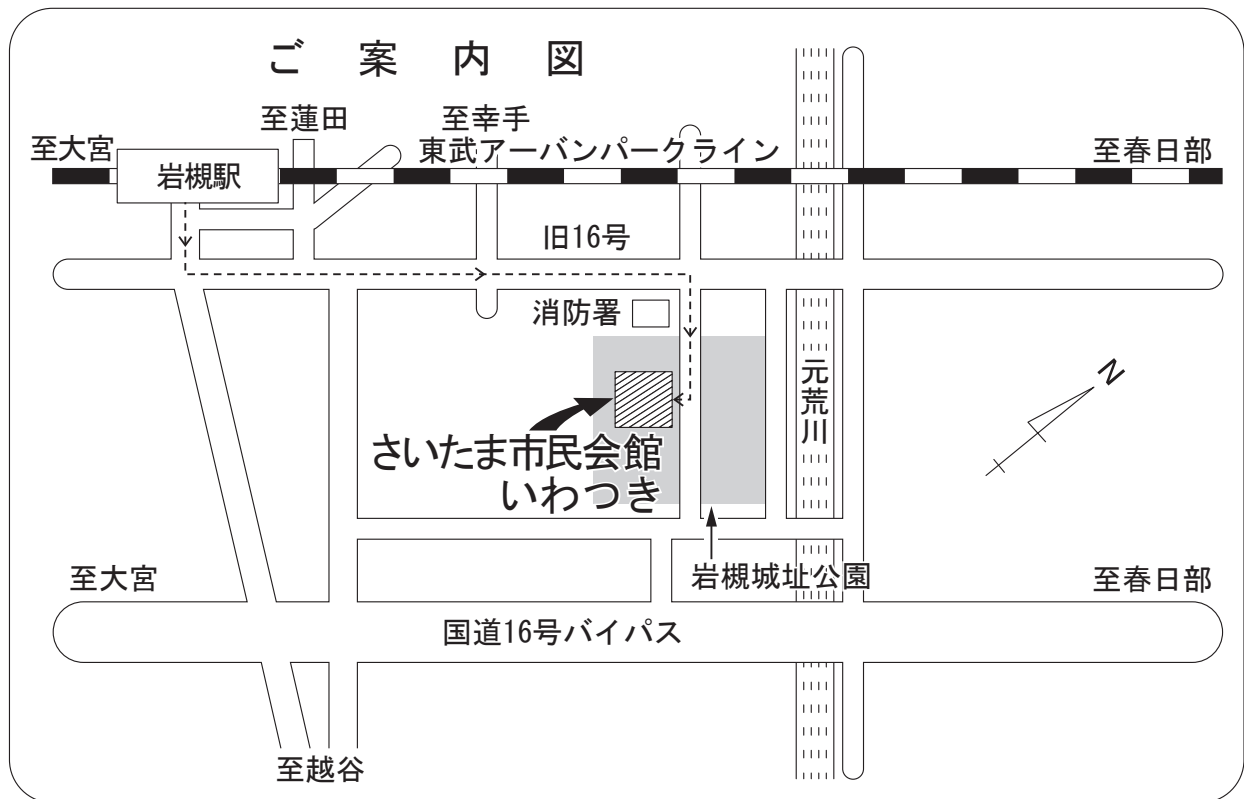
[illegible]

[illegible]



# 株主総会会場略図

会 場      さいたま市民会館いわつき（５階会議室）  
埼玉県さいたま市岩槻区太田３丁目１番１号  
電話番号    (048)―756―5151（代表）



最寄り駅

東武アーバンパークライン 岩槻駅下車（徒歩約25分）